

※1971年1月22日神戸地方裁判所（神戸大闘争裁判）

第二回公判調書（松下昇他四名）

併合

裁判長 本件弁論に、被告人に対する昭和四五年（わ）第一〇七七号器物損壊被告事件並びに森川佳津子に対する昭和四五年（わ）第五三一号、上野憲司に対する昭和四五年（わ）第五三二号、樫木善純に対する昭和四五年（わ）第五三三号、橋本和義に対する昭和四五年（わ）第五三四号、各建造物侵入等被告事件の各弁論を併合する旨の決定。

公判調書の記載に対する異議申立

弁・樺島 各被告人に対する各被告事件の前回公判調書には、検察官の指示により出頭した被告人らの人定が完了したかの如き記載があるが、弁護人としては、前回公判で行なわれたのは、単なる被告人の出頭確認に過ぎず、人定手続とは解さないのが妥当と考えるので、右記載については、その意味で正確性の異議を申し立てる。

裁判長 裁判所が人定質問を行おうとしたのに被告人らは、これに応じなかったので、検察官の指示により被告人らの人定確認を済ませた。従ってその旨の記載がなされている当該期日の公判調書の正確性についての異議申立はその理由がないものとする。

人定手続きについての意見

弁・樺島 検察官の指示により仮に人定確認をすませたとしても被告人らが応ずるなら、人定質問を更めて施行してもさしたる訴訟遅延もなく、手続きの安定性、確実性からは、かえって妥当と考えるので、追完的に人定質問を施行されたい。

人定尋問

被・松下昇 人定質問そのものに応じないわけではないが、まず最初に受ける必然性はないので、この段階で応じるわけにはいかない。

被・森川 （黙して答えない）

被・上野 後記法廷における秩序維持のための処分としてなされた傍聴人二名の拘束に際し、法廷に警察官を導入した理由の釈明を求める。裁判所がそれについての自己批判をしない限り人定質問には応じない旨陳述。

法廷における秩序維持のための処分

被告人松下昇の人定質問に関する同人の陳述が終った頃、傍聴人のうちから、茶色のジャンパー着用の二一、二歳の男が、傍聴席前列付近に起立し、傍聴席に向かってアジ演説を始めたので、直ちに裁判長はこれを制止した。右の者はその制止を無視し、更に演説を続けたので、裁判長はこれに対し拘束を命じ、兵庫県警察本部長派遣の生田警察官をして、裁判所構内交通事故相談室に留めおかせた。当裁判所（当合議体）に継続中の他事件の被告人として、当裁判所に顕著である本件被告人、橋本和義は、傍聴席に着席し、開廷直後から、裁判長の制止に拘らず、しばしば、傍聴席から発言し、また裁判長の被告人席に着席すべき旨の命令を無視して傍聴席を離れなかったが、前記傍聴人の拘束直後重ねて発言し始めたので、裁判長はこれに対し拘束を命じ、前記警察官をして前記場所に留めおかせた。開廷直後より傍聴席各所から傍聴人による野次、罵声、失笑などしばしば起っていたが前起人定に関する被告人らの陳述終了後、裁判長の指揮により、検察官の起訴状朗読が始まった頃、傍聴人多数による抗議で、法廷内満場騒然となり、裁判長は、傍聴人全員に退廷を命じ裁判所警備職員、法廷警備員、兵庫県警察本部長派遣の、警察官をして不退廷の傍聴人を法廷外に排出させた。

裁判長の処分に対する異議申立

弁・新谷、樺島

傍聴人全員に対する退廷命令及びその執行につき左の理由により異議申立

一、傍聴人全員退廷を命ずるには、余程重大な審理妨害があつて、而もその者が全然特定できないということが客観的に明らかであるという状態でなければならない。ところが先刻の傍聴席からの発言者は、特定できない状態ではなかつた。従つて発言している者に対し順次退廷命令を發してこれを執行していけば足るのであつて爾余の静肅に傍聴していける者をも含めて直ちに退廷命令を發したことに、合理性、妥当性がなく裁量権を超えて不適当な処分である。

二、同じ傍聴席にいる新聞記者に対しては、退廷命令を執行せず、他の傍聴人に対しては、これを執行するというのは合理性に欠ける。裁判所は、特定の好みに合つた者のみに傍聴を許し、それ以外の者すべて排除するというのは違法な傍聴制限である。

裁判長

異議申立は、その理由ないものとして棄却決定。

分離

裁判長

本件弁論より不出頭の被告人樫木善純、同橋本和義について各弁論を分離する旨の決定。

分離弁論についての指定告知した次回期日

来る三月一〇日午後一時

主任弁護人の指定

裁判長

被告人松下昇、同森川佳津子、同上野憲司、の主任弁護人樺島正法に指定する。

法廷秩序維持のための処分

検察官の起訴状朗読が始まった頃、被告人松下昇は、検察官の把握したハンドマイクを奪取しようとしたが、直ちに、裁判所警備職員及び法廷警備職員及び法廷警備員に阻止された。傍聴人全員退廷後、再び検察官の起訴状朗読が、強行されや同人は、「被告人がいないのに朗読できるんですか、そんなものはやれませんか」とか「そんなもの認められませんよ」等と発言し、退廷しようとしたので裁判長は直ちにこれに対し、在廷すべき旨を命じたが、同人は無視し、なお退廷しようとした。裁判長は同人に対し拘束を命じ前記警察官をして前記場所に留めおかせた。

指定告知した次回期日

来る三月一〇日午後一時

昭和四六年一月二十九日

神戸地方裁判所第三刑事部

裁判所書記官

西山明光